

建設工事に係る低入札価格調査における「調査基準価格」の見直しについて

令和元年9月25日以後に指名の通知又は入札の公告を行う建設工事に係る入札から、低入札調査基準価格の設定範囲を次のように見直します。

調査基準価格の見直し

現 行	
① 直接工事費	97%
② 共通仮設費	90%
③ 現場管理費	90%
④ 一般管理費	55%
・①～④の合計額＝調査基準価格	
ただし、合計が予定価格の9/10を超える場合は9/10を、予定価格の7/10に満たない場合は7/10を調査基準価格とする。	



改正後	
① 直接工事費	97%
② 共通仮設費	90%
③ 現場管理費	90%
④ 一般管理費	55%
・①～④の合計額＝調査基準価格	
ただし、合計額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10を、予定価格の7.5/10に満たない場合は7.5/10を調査基準価格とする。	

(担当)射水市 管財契約課 契約係

TEL 0766-51-6617